

< 先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート >

本チェックシートを申請書に添付して下さい。

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】

申請者
チェック区
確認欄

必要提出書類について

1	必要 申請 時に 書類	先端設備等導入計画に係る認定申請書（【別紙】先端設備等導入計画含む。）		
2		認定経営革新等支援機関の事前確認書		
3		認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書		
4		返信用封筒（申請者の住所、氏名が記載され、切手（申請書類と同程度の重量物を送付可能な金額）を添付したもの）		
5	り表方算 含の明計上 場あのは	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（固定資産税の特例措置を受ける場合は必須）		
6	要場利 りな合用 書にすス 類必るを	リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（いずれも写し）		

申請書・計画の記載事項について 番号は申請書・計画の項目番号と対応

表紙	認定申請書表紙に住所、記名がある。		
1	名称等を正確に記載している。（ただし、法人番号については個人事業主等、法人番号が指定されていない者は記載不要） 主たる業種の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載している。		
1	認定対象の中小企業者である。		
2	計画期間は、3年、4年、5年のいずれかになっている。		
3	自社の事業概要について、概要を記載している。 自社の経営状況について、財務情報等の数値を参考に分析し、自社の強み・弱み、改善すべき項目等について記載している。		
4(1)	具体的な取組内容について、導入する先端設備等や取組内容を具体的に記載している。 将来の展望について、具体的な取組みを通じた将来の経営状況の展望について記載している。		
4(2)	先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の伸び率となっている。（3年：9%以上、4年：12%以上、5年15%以上）		
4(3)	先端設備等の種類については、取得する先端設備等を記載している。 固定資産税の特例措置の適用を受ける場合は、設備名称/型式、導入時期、所在地、設備の種類、単価、数量、金額等が投資計画確認書と一致している。		
4(3)	先端設備等の導入時期は、計画の認定後に取得するもので、計画期間内に行われる予定である。		
4(3)	「所在地」欄には当該設備等を設置する（予定を含む）場所の住所を記載している。 また、設置場所は墨田区内である。		
4(3)	「設備等の種類」は、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載している。		
4(3)	「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載している。		
5	同一の用途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載している。		
5	「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載している。		
6	賃上げ方針の表明ありの場合、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」に記載されている内容を記載している。		
6	賃上げ方針の表明ありの場合、賃上げ方針は新規の計画申請日の属する事業年度又はその翌事業年度と、新規の計画申請日の属する事業年度の直前の事業年度の比較になっている。（法人は事業年度、個人事業主は暦年）		
-	固定資産税の特例措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象となる中小企業者等（資本金1億円以下、大企業の子会社ではないこと）。		

配慮すべき事項について

今回の先端設備等導入計画は、雇用の安定に配慮し、人員削減を目的として先端設備等を導入するものではありません。		
国税及び地方税を滞納していません。		
関係法令及び墨田区の条例等を遵守しています。		
代表者、役員並びに従業員等は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が経営等に関与していません。		
風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていません。		
本申請に関し提出する書類の内容は事実と相違ありません。また、書類の写しは全て原本と相違ありません。		

事業者名称
代表者職氏名

住所（返送先）		
担当者名	担当者 メールアドレス	
電話番号	FAX番号	